

業務名称：基盤システム運用保守業務に係る技術支援等業務（海外投融資(融資)システム基盤SE)  
（公告日：2024年11月1日 調達管理番号：24a00543）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部次長（契約担当）

| 通番     | 該当頁   | 項目                                                                                    | 質問                                                                                                                                                                                         | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1      | P. 6  | (5) 競争参加資格確認のための提出資料                                                                  | 貴機構の様式集のサイトにおいて、機密保持誓約書については、（注）入札公告及び入札説明書にて提出が求められている場合のみご提出ください。<br>と記載があります。<br>今回の入札説明書 6ページに、競争参加資格を確認するため、必要な提出物に機密保持誓約書の記載はありません。<br>今回この書類は提出不要、よろしいでしょうか。                        | 本件入札において、機密保持誓約書の提出は不要です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2      | P. 2  | (4) 業務履行期間                                                                            | 以下それぞれの業務履行期間に差異があります。どちらが正しいでしょうか。<br>・ 2ページ (4) 業務履行期間（予定）：2025 年2 月上旬から2028 年1 月下旬<br>・ 18ページ 5. 業務実施期間（予定）：2025 年2 月 ～ 2028 年1 月下旬 (36 ヶ月)<br>また、いずれも“予定”と記載がありますが、確定している理解でよろしいでしょうか。 | 2025年2月1日から2028年1月31日の予定です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 3      | P. 18 | 5. 業務実施期間                                                                             | 以下それぞれの業務履行期間に差異があります。どちらが正しいでしょうか。<br>・ 2ページ (4) 業務履行期間（予定）：2025 年2 月上旬から2028 年1 月下旬<br>・ 18ページ 5. 業務実施期間（予定）：2025 年2 月 ～ 2028 年1 月下旬 (36 ヶ月)<br>また、いずれも“予定”と記載がありますが、確定している理解でよろしいでしょうか。 | 2025年2月1日から2028年1月31日の予定です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 4      | P. 7  | 技術提案書（プレゼンテーションがある場合はその資料を含む。技術提案書をプレゼンテーション資料として使用することも可）は、可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめて、 | 業務SEと基盤SEの2つの案件について、技術提案書（プレゼンテーション資料）は、それぞれ個別に作成・提出する必要があるという理解でよろしいでしょうか。また、プレゼンテーションの実施も個別に行われるのでしょうか。                                                                                  | ご質問文中の「基盤SE」が本件を、「業務SE」が「業務システム運用保守業務に係る技術支援等業務（海外投融資（融資）システム業務SE）」（24a00544）を指しているとの理解の下、以下回答いたします。<br>上記2つの案件は別の契約であり、それぞれ調達を行っています。両方の案件に応札を希望する場合は、書類提出や入札をそれぞれに対して行っていただく必要があります。プレゼンテーションも別々に行います。                                                                                                                                                                                   |
| 5      | P. 8  | 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。                                                       | 業務SEと基盤SEの2つの案件について、同一の法人が両方応札することは可能でしょうか。また、業務従事者が一部重複することは認められるのでしょうか。その場合に考慮すべき制限事項がございましたらご教示ください。                                                                                    | ご質問文中の「基盤SE」が本件を、「業務SE」が「業務システム運用保守業務に係る技術支援等業務（海外投融資（融資）システム業務SE）」（24a00544）を指しているとの理解の下、以下回答いたします。<br>2つの案件に同一の法人が応札することは可能です。業務従事者の重複は、両案件で同時に障害が発生した場合など、作業の繁忙時期が重なった場合でも対応可能な体制であることをお示し頂ければ可能です。                                                                                                                                                                                     |
| 6      | P. 6  | 6. その他関連情報<br>(1) 2) 閲覧資料                                                             | IBM社の拠点は竹橋にあります。IBM社とコミュニケーションをとる際には竹橋まで足を運ぶのでしょうか？それともオンラインでも可能なのでしょうか？（資料閲覧を受けての質問となります。）                                                                                                | 例外的に対面に対応することがあるかも知れませんが、基本はオンラインによる対応になります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 7      | P. 6  | 6. その他関連情報<br>(1) 2) 閲覧資料                                                             | IBM社の運用保守担当者へ行う教育と同様のものを弊社も受けることができるのでしょうか？（資料閲覧を受けての質問となります。）                                                                                                                             | IBM社の運用保守担当者にて行われる教育を提供することは想定していません。JICAからの説明と設計書等资料を読むことにより理解して頂く予定です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 8      | P. 6  | 9-2. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施                                                          | プレゼン実施者は” 本件業務の総括者” となっていますが、総括者はプロジェクトの管理責任者のことでしょうか？それとも現場の管理責任者を指すのでしょうか？                                                                                                               | 応札者によりプロジェクトの管理責任者と現場の管理責任者の役割が異なると想定しますが、委託業務において実際の現場をコントロールする方にプレゼンテーションを実施頂くことが望ましいと考えます。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 説明書の訂正 |       |                                                                                       |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 通番     | 該当頁   | 項目                                                                                    | 訂正前                                                                                                                                                                                        | 訂正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 9      | P. 19 | 第2 業務仕様書（案）<br>9. その他                                                                 | 9. その他<br>受注者は、サプライチェーンリスクの増大又は顕在化の防止を目的とし、再委託先の資本関係・役員等の情報、本委託業務の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提出すること。                                                            | 9. その他<br><b>（1）応札制限</b><br>調達の公平性を確保するため、本調達仕様書に示す業務の受注者及び同事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者の場合は、今後調達が予定されているシステム開発など、本件業務の受注者が本調達仕様書に示す業務にて調達仕様書/業務仕様書の作成に直接関与した調達案件の入札に参加することはできない。<br><b>（2）</b> 受注者は、サプライチェーンリスクの増大又は顕在化の防止を目的とし、再委託先の資本関係・役員等の情報、本委託業務の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提出すること。 |